第四十四条の五　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　市町村民税に関する情報

二　［略］

三　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　市町村民税に関する情報

［二・三　略］

四　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　介護保険法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十四条の三　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　［同上］

［号を加える。］

第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　道府県民税又は市町村民税に関する情報

［二・三　同上］

［号を加える。］

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

［号を加える。］

三　介護保険法第四十二条第一項の特例居宅介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

四　介護保険法第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

五　介護保険法第四十二条の三第一項の特例地域密着型介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

六　介護保険法第四十四条第一項の居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

七　介護保険法第四十五条第一項の居宅介護住宅改修費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

八　介護保険法第四十六条第一項の居宅介護サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

九　介護保険法第四十七条第一項の特例居宅介護サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］

十　介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を加える。］